

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金債務保証取扱要領

令和 7 年 6 月 23 日制定

畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号、独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知、以下「要綱」という。）の別添 1 の第 3 に規定する酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の融通に係る債務保証は、要綱、畜産特別資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号一 2、平成 25 年 3 月 18 日付け 24 農畜機第 5071 号承認、公益社団法人中央畜産会会長通知、以下「要領」という。）及び岩手県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務処理要領（令和 7 年 6 月 6 日付け畜第 217 号、岩手県農林水産部長通知）、この協会の業務方法書、債務保証規程、その他別段の定めのあるもののほか、この要領により取り扱うものとする。

記

- 1 保証の対象者
要綱別添 1 の第 3 の 2 の（3）に定める借入希望者の要件を満たす者とする。
- 2 融資機関
農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、県知事が指定した融資機関とする。
- 3 資金使途
要綱別添 1 の第 3 の 2 の（1）及び（2）に定める借換対象資金の約定償還金の借換えを行うのに要する資金とする。
- 4 1 被保証者についての保証金額の最高限度
県知事等の承認を受けた担い手経営改善計画に定める借入計画額とする。
- 5 保証の期間
要綱別添 1 の第 3 の 2 の（8）のイに定める期間とする。
- 6 保証料率
債務保証規程別表 2 に定める割合とする。
- 7 担保・保証人
要綱別添 1 の第 3 の 3 の（3）及び債務保証規程第 12 章に基づき、原則として、融資機関において担保を徴求し、経営者以外の第三者の個人連帯保証については徴求しない。
 - (1) 融資機関において債権額に見合う担保物件に抵当権又は根抵当権を設定する。
ただし、既設定の根抵当権がある場合又は根抵当権を設定する場合は、本資金の代位弁済時に協会に一部譲渡する旨の念書（別紙 1 又は別紙 2）を徴する。
なお、既設定の根抵当権の極度額、担保不足が生じる場合には、極度額の増額、追加担保を徴する。
 - (2) 協会が根抵当権を設定している場合に、既設定の根抵当権の極度額、担保不足が生じる場合には、極度額の増額、追加担保を徴する。

8 債務保証の範囲

保証する債務の範囲は、負債比率によりその保証に係る元本及び利息の合計額に対し次の保証範囲を限度とする。

負債比率	保証範囲
100%未満	100%以内
100%以上 200%未満	90%以内
200%以上 300%未満	80%以内
300%以上 400%未満	70%以内
400%以上	保証対象としない

(注) 負債比率 (%) = 総負債残高 ÷ (過去 3 ヶ年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額) × 100

9 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金保証円滑化事業

- (1) 協会は、要綱第 9 及び要領第 6 に基づき酪農・肉用牛担い手緊急支援資金保証円滑化事業実施主体の公益社団法人中央畜産会と要領に定める酪農・肉用牛担い手緊急支援資金保証円滑化交付金の交付に関する契約を締結する。
- (2) 協会は、融資機関に対して保証債務を弁済しようとする場合には、要領に定める代位弁済等申請書を作成し、県知事と協議の上、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けるものとする。

10 その他

この協会が、大口保険保証等をしようとするときは、保証の対象者が債務保証委託申込を行う前に、融資機関が債務保証委託申込事前協議を行うものとする。

(別紙 1)

念書

債務者は（融資機関）より、（資金名）を借入するについて、貴協会に債務保証を委託しますが、借入に際し（融資機関）に対して債務に見合う物件に根抵当権を設定するか、又は既に設定している根抵当権を将来貴協会が代位弁済を行う場合には、貴協会同順位で一部譲渡することを確約し、本念書を差し入れます。

年 月 日

根 抵 当 権 設 定 者 住 所
債 務 者 氏 名

印

根 抵 当 権 設 定 者 住 所
債 務 者 氏 名

印

根 抵 当 権 設 定 者 住 所
連 帯 保 証 人 氏 名



根 抵 当 権 設 定 者 住 所
連 帯 保 証 人 氏 名

当（融資機関）が貴協会に対して代位弁済を請求する場合には、当（融資機関）が設定又は既に設定している上記の根抵当権を貴協会同順位で一部譲渡したうえで請求することを確約し、本念書を差し入れます。

年 月 日

(融資機関)
(代表者名)

印

岩手県農業信用基金協会
会長理事

殿

(別紙 2)

念書

債務者は（融資機関）より、（資金名）
を借入するについて、貴協会に債務保証を委託しますが、借入に際し（融資機関）
に対して債務に見合う物件に根抵当権を設定するか、又は既に設定している根抵当権を
将来貴協会が代位弁済を行う場合には、貴協会に一部譲渡し、貴協会の優先の定めを行
うことを確約し、本念書を差し入れます。

年 月 日

根抵当権設定者 住 所
債 務 者 氏 名

印

根 抵 当 権 設 定 者 住 所
債 務 者 氏 名

根 抵 当 権 設 定 者 住 所
連 帯 保 証 人 氏 名



根 抵 当 権 設 定 者 住 所
連 帯 保 証 人 氏 名



当（融資機関）が貴協会に対して代位弁済を請求する場合には、当（融資機関）が設定又は既に設定している上記の根抵当権を貴協会に一部譲渡し、貴協会の優先の定めを行ったうえで請求することを確認し、本念書を差し入れます。

年 月 日

(融資機関)
(代表者名)



岩手県農業信用基金協会
会長理事

殿